

年度末・初めの休日窓口サービス

3月26日(土)・4月3日(日)は住民異動届の手続きができます

問い合わせ 市民課 市民係(☎内線304)

開庁日 3月26日(土)、4月3日(日)

受付時間 午前9時～正午まで

取扱業務 ① 転出、転入、転居などの住所変更(異動届)とそれに伴う諸手続き

② 住民票の写し、戸籍謄(抄)本や税証明などの証明書の発行

③ マイナンバーカードの交付・更新

※詳細はホームページで確認するか問い合わせてください。

※他の市町村や関係機関への照会を伴う場合、各種証明の発行はできません。

※上記日程以外の第2・4土曜開庁日は、上記②③の業務のみとなります。

①の手続きに必要なもの

届出の種類	期間	必要なもの
転出届 (市外に転出)	転出予定日の 前後14日以内	・届出人(窓口に来た人)の本人確認書類*1 ・印鑑 <下記はある場合のみ> 国民健康被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、 医療証(子ども、ひとり親、障がい者)、介護保険被保険者証、印鑑登録証
転入届 (市外から転入)	本市に 住み始めて 14日以内	・届出人(窓口に来た人)の本人確認書類*1 ・転出証明書*2 ・印鑑 <下記はある場合のみ> 後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、健康保険被 保険者証、年金手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民基本台帳カード、マイ ナンバーカード*3、特別永住者証明書、在留カード、転出時に受け取っ ている各種証明書
転居届 (市内の転居)	新しい住所に 住み始めて 14日以内	・届出人(窓口に来た人)の本人確認書類*1 ・印鑑 <下記はある場合のみ> 国民健康被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、医療証(子ども、ひとり 親、障がい者)、介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、自立 支援医療受給者証、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者 証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード*3、特別永住者証明書、在 留カード

異動届を代理人が提出する場合は「委任状」が必要です。様式は市ホームページ(ページID: 2279)からダウンロードできます。

※1 本人確認書類…公的機関が発行した顔写真付きの証明書(マイナンバーカード、運転免許証、旅券など)。持っていない場合、健康保険被保険者証や預貯金通帳など氏名が確認できるものを2点以上。

※2 あらかじめ前住所地で転出届が必要です。住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードによる転出(特例転出)をした人は転出証明書が発行されません。必ず住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを携帯してください。

※3 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを持っている人は転入届と併せて継続利用の手続きが必要です。転入をした日から14日を過ぎて転入届をした場合、失効しますので注意してください。